



つくばみらい市教育委員会告示第7号

北ノ後南遺跡・西ノ脇南遺跡発掘調査指導委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年9月26日

つくばみらい市教育委員会



北ノ後南遺跡・西ノ脇南遺跡発掘調査指導委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 (仮称) みらい平消防署建設事業に係る北ノ後南遺跡及び西ノ脇南遺跡の発掘調査を適正かつ円滑に行うため、つくばみらい市教育委員会に「北ノ後南遺跡・西ノ脇南遺跡発掘調査指導委員会」(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 この設置要綱における発掘調査とは、埋蔵文化財の発掘作業、出土品等の整理作業及び発掘調査報告書作成のすべてをいう。

(目的)

- 第2条 委員会は、北ノ後南遺跡・西ノ脇南遺跡の発掘調査に係る次の各号に掲げる事項について、茨城県埋蔵文化財発掘調査基準、北ノ後南遺跡・西ノ脇南遺跡発掘調査仕様書及び発掘調査計画書に基づき、適正かつ円滑に実施されているか調査し、指導・助言及び確認を行う。

- (1) 発掘作業に関すること
- (2) 整理作業に関すること
- (3) 報告書作成に関すること

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、学識(考古学)経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

- 第4条 委員会は、教育委員会が招集し、発掘調査現場及び整理作業現場等で行う。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、委嘱の日から発掘調査終了までの期間とする。

(事務局)

- 第6条 委員会の事務局は、つくばみらい市教育委員会(生涯学習課)に置く。

(補則)

- 第7条 この事項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。